

# 令和7年度地域医療介護総合確保基金事業提案に向けた県の方向性

- 「地域医療構想」とは、各構想区域における 2025 年の医療需要と病床数の必要量について、医療機能ごとに推計し、策定したもの
- 2025年（令和7年）は現行の地域医療構想の総括年であり、基金事業を活用しながら病床の機能の分化及び連携、在宅医療等の体制構築をより一層推進していく

## 柱Ⅰ 病床の機能分化・連携のために必要な事業

急性期病床から回復期病床への転換等、地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携等について実効性のあるものとするため、医療機関が実施する施設・設備の整備に対する助成を行う。

## 柱Ⅰ-2 病床数又は機能の変更のために必要な事業

地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等の取組に対する助成を行う。

## 柱Ⅱ 在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

地域包括ケアシステムの構築を図るため、在宅医療の実施に係る拠点の整備や連携体制を確保するための支援等、在宅における医療を提供する体制の整備に対する助成を行う。

## 柱Ⅲ 医療従事者の確保・養成のための事業

医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進等の事業に助成することにより、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進する。

## 柱Ⅳ 勤務医の働き方改革の推進のための事業

医師の労働時間短縮を図るため、労働時間短縮のための計画を策定し、勤務環境改善の体制整備に取り組む医療機関に対する助成を行う。

柱Ⅰ-1：病床の機能分化・連携のために必要な事業  
 柱Ⅰ-2：病床数又は機能の変更のために必要な事業

## R7年度事業計画策定に向けた県方針

### <病床機能の転換・連携推進>

- 地域医療構想の実現に向け、一層の基金の活用を図る
- 地域で不足する機能への転換や病床の適正化等の取組を支援し、県民に必要な医療を、質が高く効率的な形で提供できるよう活用していく
- 地域医療構想の方向性に合致した二次医療圏全体を見据えての人材確保については柱Ⅰを積極的活用する

### <ICTを活用した効率化>

- 医療ICTは「あじさいネット」による展開を基本とする。今後、あじさいネットに関する課題の解決を図るとともに、地域包括ケアシステムに資するICTの導入にあたっては、下記の事項を確認する
  - ・「あじさいネット」との機能・情報の重複、運用経費（更新を含む）の負担額や負担方法、県全域や医療圏全域でない住民を対象とする場合は関係市町の協力体制等
  - ・国が予定としている全国医療情報プラットフォーム等との重複

## これまでの実施

2  
6

2  
7

2  
8

2  
9

3  
0

3  
1

2

3

4

5

6

## 事業の評価

### ○基金を活用した病床機能の転換

病床の機能分化連携推進事業

病床機能再編支援事業  
 （単独支援給付金支給事業、統合支援給付金支給事業、債務整理支援給付金支給事業）

・不足する回復期病床への転換とともに、病床を削減して行う新たな取組や、機能の転換・分化・連携・集約化等に向けた計画策定への支援等へ対象を広げることで、今後大きな需要が見込まれる。

## 柱Ⅱ：在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業

### R7年度事業計画策定に向けた県方針

#### <退院支援>

- 病院から在宅に移行する際、医療機関と地域包括支援センター、ケアマネージャー等の地域関係者との切れ目のない情報共有を図るため、先行地域の取組事例の情報提供や意見交換の場をとおして、在宅医療圏域単位での退院支援の仕組づくりを支援する

#### <日常の療養生活の支援>

- 訪問看護師の知識や経験に応じた研修や専門技術研修等の実施、訪問看護事業所の地域偏在の解消等、訪問看護事業所や訪問看護師を総合的に支援する訪問看護サポートセンターの充実を図る

#### <急変時の対応>

- 家族の負担を軽減するため24時間対応可能な訪問看護事業所の確保を図るなど、安定的なケアの提供が行える体制を構築する
- 在宅療養支援診療所・後方支援病院の拡大を図るとともに、地域におけるかかりつけ医、訪問看護事業所、施設等と後方支援病院との連携体制を推進する

#### <看取り>

- 人生の最終段階における医療・ケアに関する医療関係者等に対する研修や住民啓発を実施する

#### <在宅医療・介護連携・かかりつけ医の普及>

- ACP推進の核となる人材を養成し、養成した人材を市町が行う住民への普及啓発や医療・介護従事者に対する研修会等に講師として派遣するなどにより、患者本人の意思決定を支援する環境の整備を図る
- 歯科医療従事者と介護従事者などの地域の他職種との連携強化を図り、在宅歯科医療の質の向上を図る
- 地域の医療関係者が行う、かかりつけ医を持つことや、上手な医療のかかり方に関する広報活動を支援する

## 柱Ⅲ：医療従事者の確保・養成のための事業

### R7年度事業計画策定に向けた県方針

#### <医師確保・偏在解消>

- 医師確保計画の目標医師数を達成するための施策として、大学地域卒等の養成医制度を柱としつつ、地域の自治体や関係者と共同して医師確保の事業を展開していく
- 内科医等を対象した小児救急に関する研修会の開催など、地域医師会等による地域の小児救急医療体制の強化を目的とした取組について支援を行う

#### <看護職員確保>

- 2025年の看護職員需給推計において、661名の不足が見込まれることから、県内就業促進、離職防止、資質向上の柱で看護職員確保事業を展開する
- 新卒看護職員の県内就業・定着を促進するための施策として、看護師等学校養成所と医療機関等と連携し、若者が県内で働くことの魅力を高めるために、教育環境や勤務環境の整備、UIターン施策を進めていく

## 柱Ⅳ：勤務医の働き方改革の推進のための事業

### R7年度事業計画策定に向けた県方針

- 2024年4月に始まる医師の時間外労働の上限規制に伴い、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりを継続して支援